

令和4年 3月 22日

お客様各位

「新型コロナウイルス感染症(COVID19)対策特別融資」
の取扱期間延長について

平素は、西尾信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。
当金庫では令和2年4月1日より取扱いを開始した「新型コロナウイルス感染症(COVID19)対策特別融資」の取扱期間を令和4年9月30日まで延長しましたので、ご案内いたします。

対象者	新型コロナウイルス感染症(COVID19)の感染拡大により、直接または間接的に影響を受け事業活動に支障が生じている中小企業者で、次の条件をすべて満たす先 ①直近決算で当期利益を計上している ②代表者世帯の資産・負債を加味して実質資産超過となる
資金用途	新型コロナウイルス感染症(COVID19)の影響による事業維持・継続に必要な資金
融資形態	手形貸付または証書貸付
融資限度額	運転資金は、直近決算における平均月商の3か月分以内 設備資金は、設備投資金額の範囲内
融資期間 返済方法	手形貸付：1年以内 期日一括または分割返済 証書貸付：無担保10年以内 元金均等分割返済(2年の据置可) 有担保15年以内 //
融資利率	10年以内 有担保型：固定金利 0.80% 無担保型：固定金利 0.90% 10年超 有担保型：固定金利 1.00%
担保	必要に応じて徴求 原則、10百万円までは無担保取扱いを可とする
取扱期間	令和2年4月1日 ~ 令和4年9月30日

※今回の変更は取扱期間のみであり、その他商品内容に変更はありません。

※なお、審査の結果によりお客様のご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

以上

本件に関するお問い合わせ先

西尾信用金庫 融資一部(担当：伊藤)
電話番号：0563-56-7887